

通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション)の要介護度別・所要時間の推移(平成15年6月)

(通所介護)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上 ~3時間未満	8.4%	31.1%	19.1%	13.9%	12.3%	15.2%
3時間 ~4時間	13.0%	35.6%	21.9%	12.7%	9.8%	7.1%
4時間 ~6時間	12.1%	36.8%	23.5%	13.8%	8.9%	4.9%
6時間 ~8時間	8.7%	34.0%	25.3%	15.8%	10.5%	5.7%
8時間 ~9時間	1.4%	15.9%	29.3%	22.8%	18.0%	12.6%
9時間 ~10時間	2.6%	16.8%	24.6%	22.3%	19.3%	14.4%

(通所リハビリテーション)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2時間以上 ~3時間未満	16.5%	36.3%	22.8%	10.6%	7.2%	6.7%
3時間 ~4時間	14.1%	39.7%	22.8%	11.7%	7.6%	4.1%
4時間 ~6時間	10.5%	37.6%	25.0%	14.1%	8.6%	4.2%
6時間 ~8時間	6.6%	34.8%	27.1%	15.9%	10.5%	5.1%
8時間 ~9時間	1.3%	14.4%	27.0%	25.2%	19.2%	12.8%
9時間 ~10時間	0.7%	11.1%	24.0%	27.6%	21.6%	15.1%

\* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等に基づいて集計しており、一般的に当該審査月の前月がサービス提供月である。)

指定介護療養型医療施設の経過措置（病床転換型）の状況について  
（平成15年9月1日現在）

NO.	都道府県	療養病床（病院）				療養病床（診療所）				老人性痴呆疾患療養病床			
		施設数		病床数		施設数		病床数		施設数		病床数	
		（全体）	（転換型）	（全体）	（転換型）	（全体）	（転換型）	（全体）	（転換型）	（全体）	（転換型）	（全体）	（転換型）
1	北海道	188	50	10,977	1,529	85	10	689	66	5	0	174	0
2	青森県	19	11	895	560	28	15	182	80	4	1	222	50
3	岩手県	21	19	858	780	25	13	186	81	1	1	12	12
4	宮城県	18	8	545	241	16	8	134	50	0	0	0	0
5	秋田県	11	3	648	100	6	1	44	3	1	1	20	20
6	山形県	9	3	405	146	12	8	134	92	1	0	40	0
7	福島県	30	19	818	464	14	5	104	30	0	0	0	0
8	茨城県	42	18	1,558	435	16	11	137	93	0	0	0	0
9	栃木県	18	7	1,055	470	6	4	49	33	0	0	0	0
10	群馬県	37	9	1,469	360	5	1	36	6	1	0	20	0
11	埼玉県	71	18	4,286	642	0	0	0	0	4	0	396	0
12	千葉県	68	36	3,288	1,223	19	15	139	111	4	2	227	115
13	東京都	115	72	7,812	4,213	10	6	98	59	4	2	416	278
14	神奈川県	66	26	5,297	1,219	12	3	87	10	5	0	332	0
15	新潟県	47	13	2,696	373	4	2	45	20	5	2	234	84
16	富山県	48	8	2,629	482	17	10	85	44	4	0	108	0
17	石川県	39	12	1,737	212	14	4	90	16	1	1	100	100
18	福井県	36	9	930	240	15	4	110	31	2	0	50	0
19	山梨県	14	8	433	281	4	3	36	28	1	1	20	20
20	長野県	45	26	1,512	819	25	14	235	109	2	0	106	0
21	岐阜県	34	19	1,173	666	20	5	157	45	0	0	0	0
22	静岡県	37	5	3,814	240	11	4	87	19	3	0	172	0
23	愛知県	98	16	4,819	286	30	9	208	62	0	0	0	0
24	三重県	35	11	1,420	299	17	8	141	49	0	0	0	0
25	滋賀県	19	1	1,109	30	2	0	21	0	1	0	28	0
26	京都府	60	12	4,041	490	8	0	50	0	3	3	173	173
27	大阪府	137	76	9,534	3,728	6	5	56	50	5	3	216	126
28	兵庫県	102	35	5,605	1,552	39	21	369	178	4	1	196	26
29	奈良県	12	3	1,019	110	2	0	35	0	1	0	50	0
30	和歌山県	22	13	882	338	20	14	160	108	0	0	0	0
31	鳥取県	14	3	616	72	11	4	87	32	0	0	0	0
32	島根県	29	4	1,195	132	14	7	138	56	1	0	20	0
33	岡山県	71	38	1,853	1,024	29	19	177	108	7	0	292	0
34	広島県	108	48	4,304	1,337	65	39	443	246	4	1	208	60
35	山口県	61	25	4,451	915	17	12	128	81	2	0	46	0
36	徳島県	56	33	2,080	956	46	5	239	20	1	0	60	0
37	香川県	40	19	993	360	54	32	333	193	3	1	121	37
38	愛媛県	55	30	2,366	979	52	29	397	243	3	1	82	38
39	高知県	71	24	3,199	1,091	7	5	44	32	1	0	53	0
40	福岡県	146	18	8,015	863	89	6	481	73	6	0	128	0
41	佐賀県	34	14	1,443	413	27	19	182	121	1	1	120	120
42	長崎県	45	4	1,505	119	109	62	691	373	0	0	0	0
43	熊本県	92	33	4,532	1,327	79	42	517	258	9	4	205	96
44	大分県	44	21	1,014	474	93	55	634	350	3	3	126	126
45	宮崎県	39	14	1,886	486	47	30	394	256	2	2	110	110
46	鹿児島県	102	36	2,628	848	90	52	443	280	7	3	127	70
47	沖縄県	22	2	1,044	56	23	7	162	47	2	0	102	0
合 計		2,527	932	126,368	33,980	1,340	628	9,394	4,242	114	34	5,112	1,661

（老健局老人保健課調べ）

※病床数・転換型病床数は医療保険適用病床を除いた介護保険適用の病床のみを表示している

## 療養病床の構造設備基準の経過措置と介護報酬上の評価

(病院の場合)

		完全型	経過措置の適用を受ける場合	
			平成12年3月までに転換した療養型病床群で療養病床となったもの	その他
療養病床の設備構造基準	病室定員	4人以内	5人以上可	4人以内
	病室面積 (1人当たり)	6.4㎡以上	6.0㎡以上	6.4㎡以上
	廊下幅	1.8m (両側居室の場合 2.7m)	1.2m (両側居室の場合 1.6m)	1.2m (両側居室の場合 1.6m)
	機能訓練室	40㎡以上 必要な機械・器具	機能訓練を行うために十分な広さ 必要な機械・器具	機能訓練を行うために十分な広さ 必要な機械・器具
	食堂 (1人当たり)	1㎡以上	なくても可	1㎡以上
	談話室	談話を楽しめる広さ	なくても可	談話を楽しめる広さ
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	なくても可	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
介護報酬における評価	減算の有無	減算なし	病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)または(Ⅲ)	病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)
	減算される単位数	—	—75単位 または —105単位 (1日につき)	—15単位 (1日につき)

(診療所の場合)

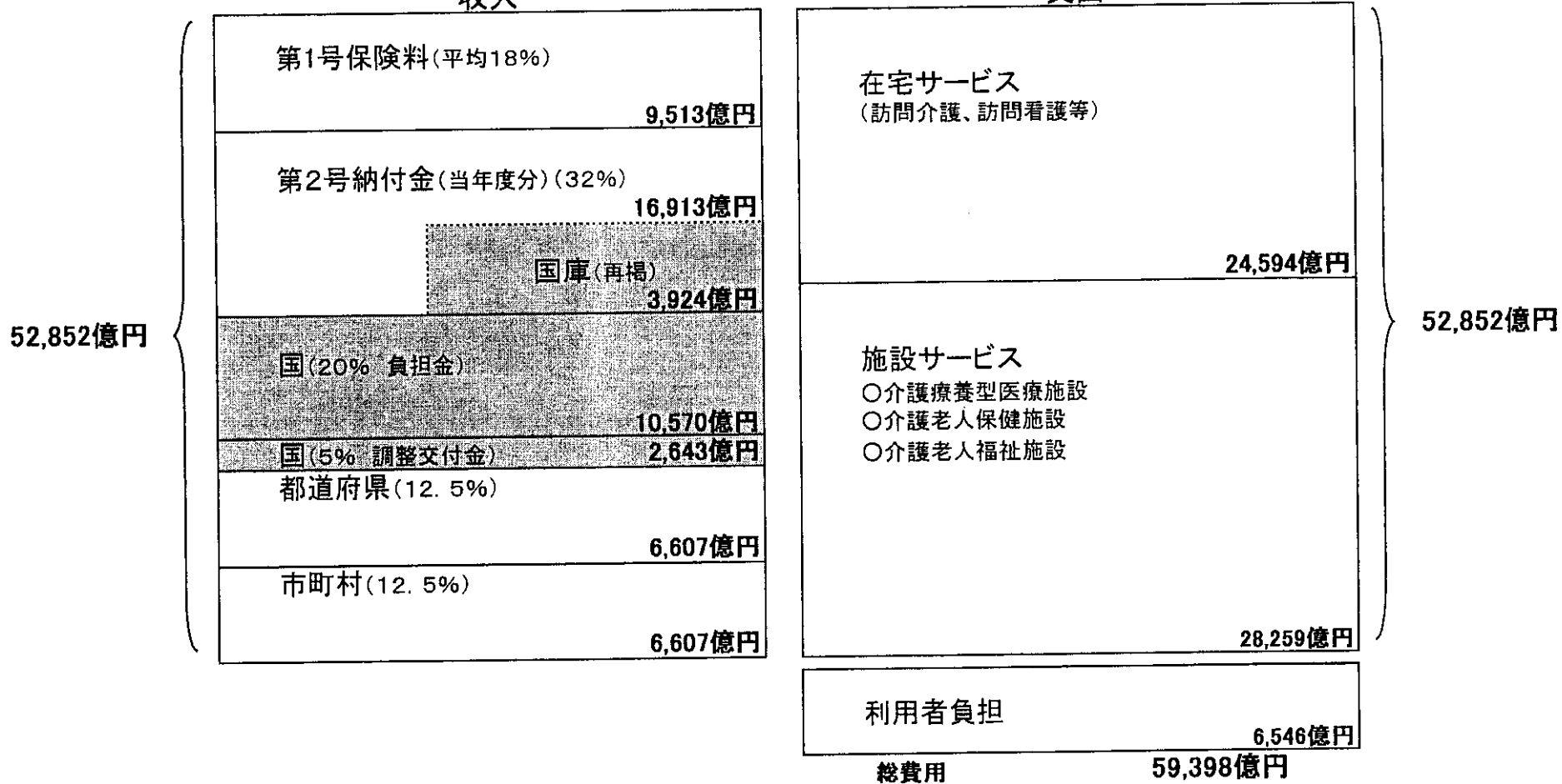
		完全型	経過措置の適用を受ける場合	
			平成12年3月までに転換した療養型病床群で療養病床となったもの	その他
療養病床の設備構造基準	病室定員	4人以内	5人以上可	4人以内
	病室面積 (1人当たり)	6.4㎡以上	6.0㎡以上	6.4㎡以上
	廊下幅	1.8m (両側居室の場合 2.7m)	1.2m (両側居室の場合 1.6m)	1.2m (両側居室の場合 1.6m)
	機能訓練室	機能訓練を行うために十分な広さ 必要な機械・器具	機能訓練を行うために十分な広さ 必要な機械・器具	機能訓練を行うために十分な広さ 必要な機械・器具
	食堂 (1人当たり)	1㎡以上	なくても可	1㎡以上
	談話室	談話を楽しむ広さ	なくても可	談話を楽しむ広さ
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	なくても可	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
介護報酬における評価	減算の有無	減算なし	診療所療養病床療養環境減算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	診療所療養病床療養環境減算 (Ⅰ)
	減算される単位数	—	—50単位 または —90単位 (1日につき)	—50単位 (1日につき)

## 介護保険制度費用負担構造(平成16年度予算概算要求)

費用総額	-	利用者負担	=	給付費
59,398億円		6,546億円		52,852億円

### 収入

### 支出



※ 数字は、それぞれにおいて四捨五入しているため、合計において一致しない。  
 ※ 第1号保険料は、平成16年度の給付費に充てられる額を計上。